

災害時要援護者の避難支援対策について (ハザードマップ・要援護者対策について)

人命被害の回避に向けたソフト対策の充実

- ・洪水ハザードマップの作成を義務化し、的確な避難行動を支援
- ・洪水の水位情報など、流域住民に直接にリアルタイムで情報を提供

ソフト対策の推進の流れ

平成6年度（「今後の河川整備はいかにあるべきか」河川審議会答申）

被害の最小限化に向け、ソフト対策として「洪水ハザードマップの作成要領」を作成し、洪水ハザードマップ作成推進（お願い）

平成12年東海豪雨

「今後の水災防止のあり方について」河川審議会答申

平成13年度水防法の一部を改正

- 洪水予報河川の拡充（都道府県管理河川）
- 浸水想定区域の指定・公表を義務化
- 洪水ハザードマップ作成推進（努力義務）

平成16年新潟・福島豪雨、福井豪雨、10号台風

総合的な豪雨災害対策についての緊急提言

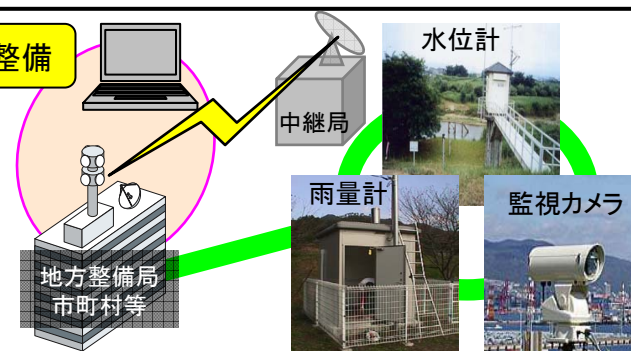
豪雨災害対策緊急アクションプラン

平成17年度水防法の一部を改正

- 主要な中小河川においても避難に資する洪水情報を提供（水位周知河川）
- 浸水想定区域の指定・公表を拡大
- 洪水ハザードマップ作成を拡大・義務化

情報伝達システムの整備

雨量計、水位計及び監視カメラ等の観測機器等の整備を実施

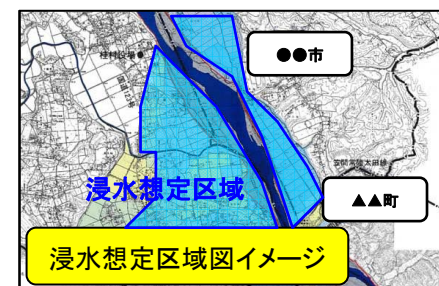


浸水想定区域指定・公表

洪水予報河川、水位周知河川において、浸水想定区域を指定・公表

【目標】

平成21年度末までに
→約2,200河川指定・公表
1,615河川（平成20年9月末現在）

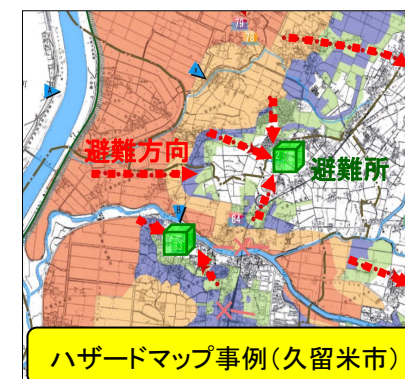


洪水ハザードマップ整備

浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップ作成・公表

【目標】

平成21年度末までに
→約1,500市町村作成・公表
874市町村（平成20年9月末現在）



洪水ハザードマップ

浸水想定区域や避難場所を住民に分かりやすく示し、災害時における住民の迅速かつ円滑な避難行動や防災意識の高揚に役立てる

情報の伝達経路

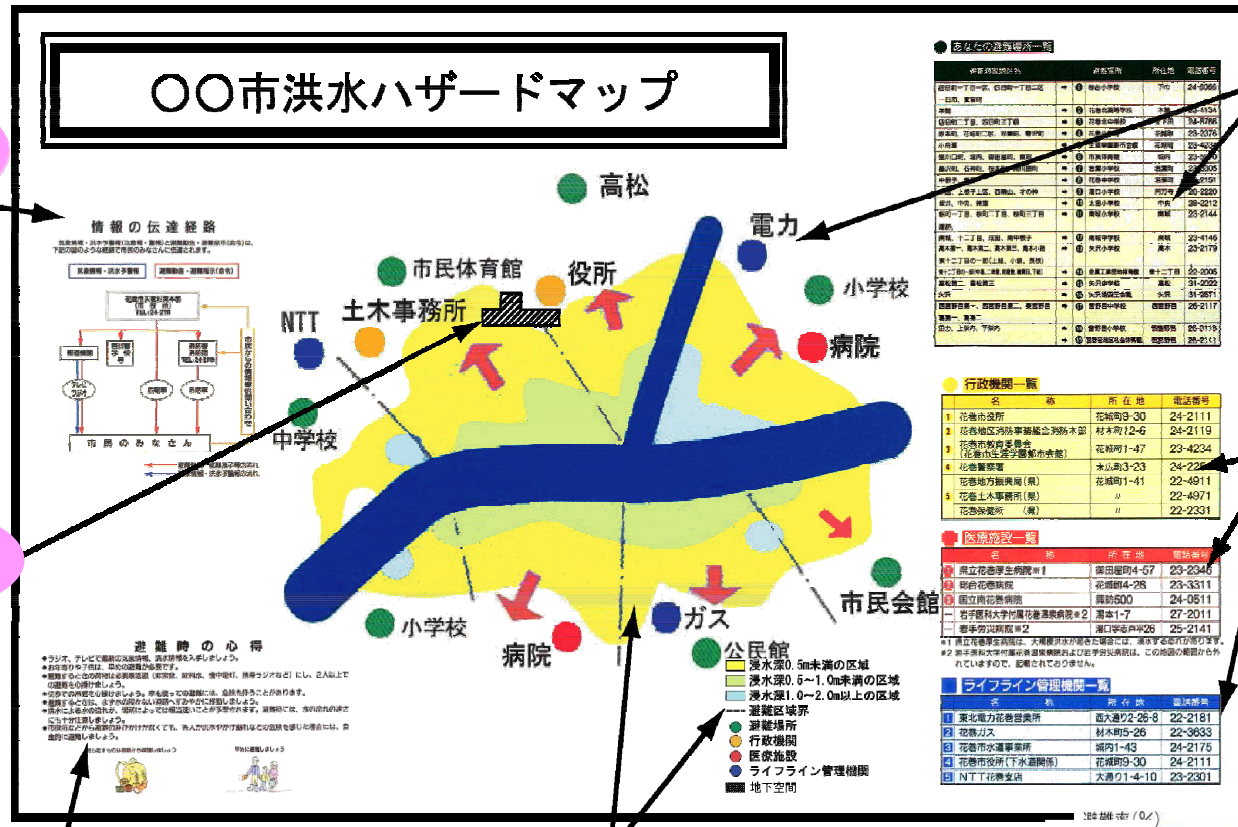
地下空間の分布

避難時の心得・持ち物

浸水想定区域・浸水深の明示

避難先の位置・名称

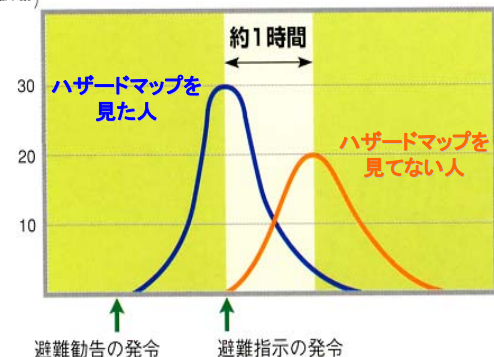
連絡先
・行政機関
・医療機関
・ライフライン管理機関



洪水ハザードマップの効果

平成10年8月末の郡山市を中心とした豪雨災害では、ハザードマップにより避難開始時期が早まる効果が認められている。

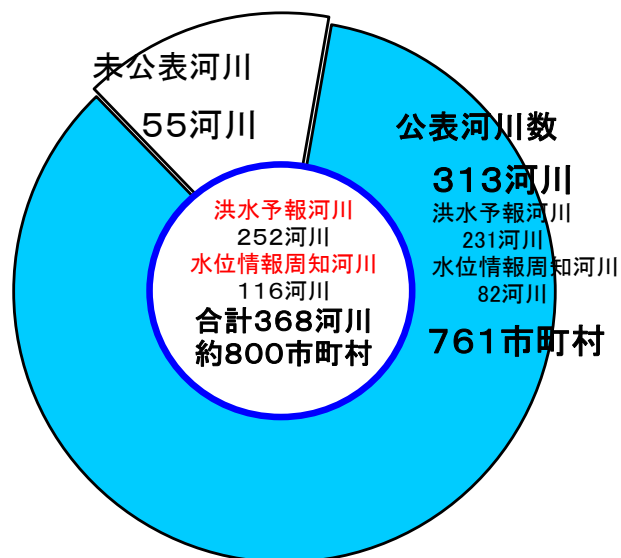
避難率 (%)



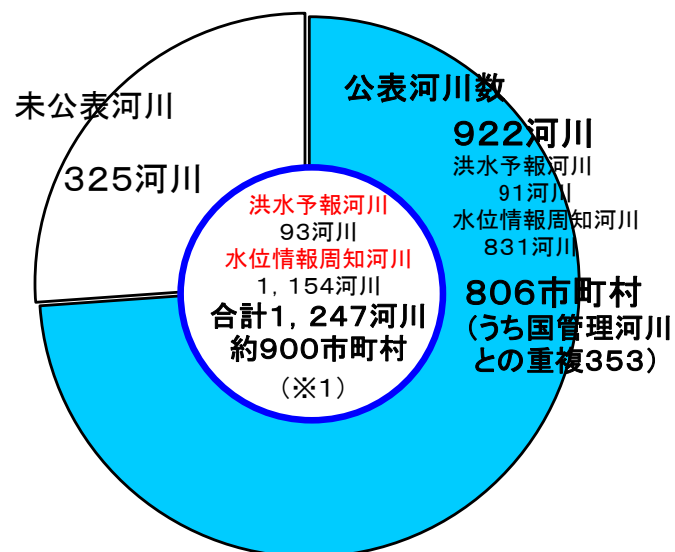
洪水ハザードマップ作成・公表状況(1)

浸水想定区域の公表状況

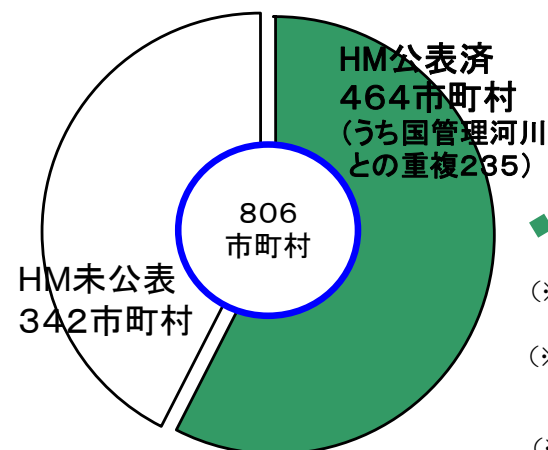
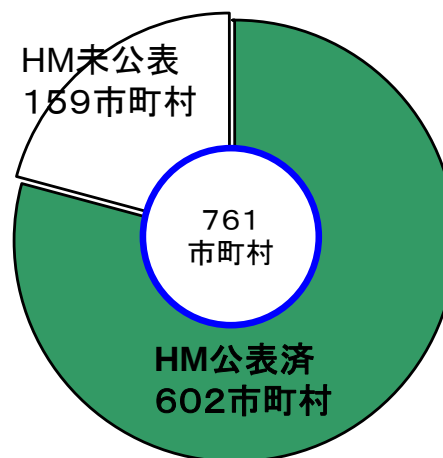
国
管
理
河
川



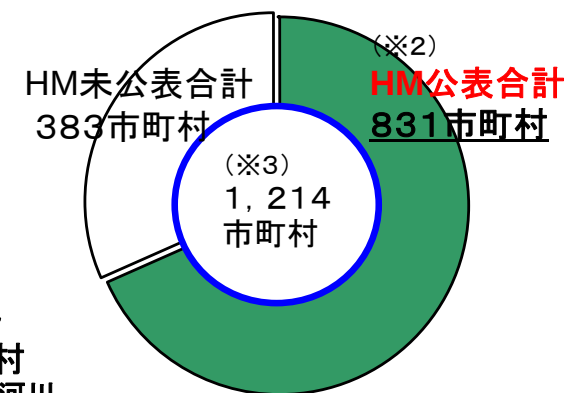
都
道
府
県
管
理
河
川



ハザードマップの公表状況



HM公表状況
平成20年9月30日現在



(※1) 国管理河川との重複約400市町村を含む
 (重複を除いた場合約500市町村)

(※2) このほか浸水想定区域を含まない地域で
 43市町村がHMを公表している
 (合計874市町村でHMを公表)

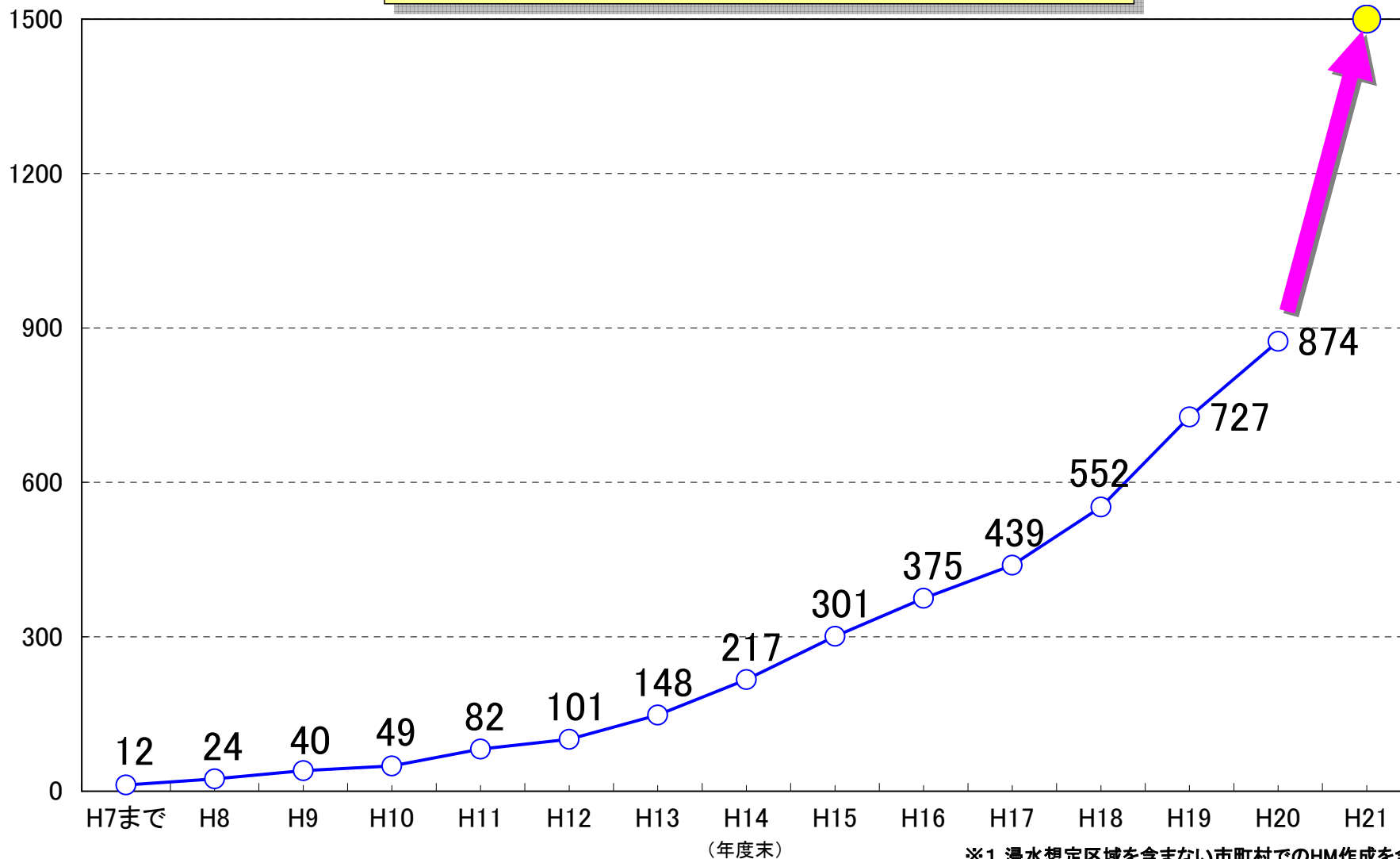
(※3) 都道府県管理河川対象806市町村のうち、
 国管理河川対象と重複している353市町村を
 控除している。

洪水ハザードマップ作成・公表状況(2)

洪水ハザードマップ作成・公表状況
(平成20年9月30日現在)

(市町村数)

目標1500市町村



※1 浸水想定区域を含まない市町村でのHM作成を含む

洪水ハザードマップ今後の公表目標

豪雨災害対策緊急アクションプラン(平成16年12月)

● 浸水想定区域

平成21年度までに**約2,200河川**で公表

● 洪水ハザードマップ

平成21年度までに**約1,500市町村**で公表

● 浸水想定区域図の作成公表の技術的支援

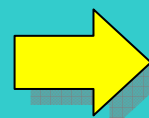
「浸水想定区域図作成マニュアル」

「中小河川浸水想定区域図作成の手引き」

● 浸水想定区域等調査に係る予算補助

総合流域防災事業（平成21年度までの各年度）

- ・浸水想定区域調査
- ・ハザードマップ調査



1/3の国費補助

（ハザードマップについては、市町村へ県費補助がある場合に限る）

● 災害情報普及支援室による各市町村への実務支援

全国の河川事務所に設置

- ・市町村への実務支援
- ・協議会（構成例：事務所長、都道府県部長、市町村長）の運営

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の充実について

地下街・地下施設などや、病院、老人福祉施設、幼稚園などの水災に対する警戒避難体制の速やかな確立

○近年の水災では、地下街等での浸水被害や高齢者等の災害時要援護者の被災が目立っている。

→平成13年、17年に水防法が改正。

・浸水想定区域、ハザードマップの作成は順次進捗。

・浸水想定区域内において、

- ①地下街等への洪水予報等の伝達、地下街等の所有者または管理者による避難確保計画の作成
- ②高齢者等の要援護者が利用する施設への洪水予報等の伝達の対応が盛り込まれた。



平成11年6月福岡水害による博多駅の状況平成15年7月福岡水害による地下施設の浸水状況



平成16年7月14日朝日新聞

→ いざという時の備え(施設リスト等)や地域防災計画の原案の作成を進めている。

①地下街等の所有者または管理者による避難確保計画の作成

市町村地域防災計画に位置づけた浸水想定区域内の地下街等について、地下街等の所有者または管理者が避難確保計画を作成することにより、的確な避難誘導体制の構築がはかれる。

(平成20年8月31日時点)

- ・9市(対象78市区町)で作成済み。(狛江市、横浜市、長岡市、京都市、大阪市、姫路市、松江市、丸亀市、熊本市)
- ・33市で市町村地域防災計画に規定済み。
- ・73市区町(94%)で地域防災計画への規定またはいざというときの備え(施設リスト)が準備完了。

②高齢者等の要援護者が利用する施設への洪水予報等の伝達

浸水想定区域内の高齢者等災害時要援護者が主に利用する施設への洪水予報等の伝達方法を市町村地域防災計画に規定することにより、情報伝達に万全を期す。

(平成20年8月31日時点)

- ・350市区町村(対象851市区町村)で市町村地域防災計画に規定済み。
- ・838市区町村(98%)で地域防災計画への規定またはいざというときの備え(施設リスト)が準備完了。

今後の取り組み

- ・「いざという時の備え(施設リスト)」を、速やかに地域防災計画に規定する。
- ・次のステップとして、実際に避難行動に結びつく訓練等を行うことが必要。